

# 個人番号（マイナンバー）の提出について（お願い）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行に伴い、特定医療費（指定難病）制度においては、個人番号を提出していただく必要があります。

提出いただいた個人番号は、国や自治体が番号法に定められた情報を照会・提供する事務に利用され、申請に必要な添付書類の一部が省略されます。

## 1 個人番号提出の際の本人確認について

個人番号を提出いただく際には、法律上、本人確認（「番号確認」と「身元（実存）確認」）を行う必要があります。

特定医療費（指定難病）制度においては、窓口で以下の確認を行います。

- ・申請者（患者）本人の「番号確認」及び「身元（実存）確認」
- ・「申請者（患者）と同じ医療保険に加入する方」（下記2参照）の「番号確認」

## 2 世帯状況調書に個人番号を記載いただく範囲（次の①～②に該当する全員分）

- ① 申請者（患者）本人
- ② 申請者（患者）と同じ医療保険に加入する方（下表を参照）

医療保険の種類	個人番号の提出範囲（②に該当）
国民健康保険（市町村国保）、 国民健康保険組合（土建国保、建設国保、医師国保など）	保険証の記号・番号が同じ方 <b>全員</b> <u>（ただし、中学生以下の方は不要）</u>
後期高齢者医療広域連合	住民票上で後期高齢に加入する方 <b>全員</b>
被用者保険（全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合など）	申請者（患者）の保険証に <b>被保険者</b> として記載されている方
生活保護	申請者（患者）のみ

## 3 提出書類について

### ・世帯状況調書

※本案内文及び調書記載例を参照して記入してください。

※申請者（患者）以外の方が手続きに来所する場合は、代理権の確認等が必要になります。

（詳しくは裏面の【受給者（患者）以外の方が手続きに来所される場合】をご確認ください。）

ただし、受給者（患者）が18歳未満で保護者が申請する場合については、裏面の【申請者（患者）本人が手続きに来所される場合】をご確認ください。）

## 4 提出の際に必要な確認書類について

申請者（患者）本人が手続きに来所されるかどうかによってお持ちいただきます書類が異なります。詳しくは裏面をご確認ください。

（裏面へ続く）

### 【申請者（患者）本人が手続きに来所する場合】

原本を窓口で提示してください。郵送の場合は写し（※住民票は原本）を提出してください。

なお、申請者（患者）が18歳未満で保護者が申請する場合については、以下の（1）（2）の確認書類は申請者（患者）のものではなく、申請する保護者の確認書類をお持ちください。

#### （1）番号確認に必要な書類 ※申請者（患者）本人分は必ず原本をお持ちください。

- ・申請者（患者）本人及び「申請者と同じ医療保険に加入する方」の①個人番号カード、②通知カード、③個人番号が記載された住民票のうちいずれか1つ

#### （2）身元（実存）確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

- ・申請者（患者）の①個人番号カード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④旅券（パスポート）、⑤身体障害者手帳、⑥精神障害者保健福祉手帳、⑦療育手帳、⑧在留カード、⑨特別永住者証明書のうちいずれか1つ
- ・上記をお持ちでない場合は、申請者（患者）の以下①～⑧の書類から2つ以上をお持ちください。
  - ①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④特別児童扶養手当証書、⑤特定医療・小児慢性受給者証、⑥社員証、学生証、⑦住民票、⑧福祉医療受給者証

### 【申請者（患者）以外の方が手続きに来所する場合】

代理権の確認等を行う必要がありますので、以下の書類をお持ちください。

#### （1）代理権の確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

- ・以下の①～③のいずれか1つ
    - ①申請者（患者）の健康保険証、個人番号カード（通知カードは不可）、運転免許証、旅券（パスポート）
    - ②法定代理人（未成年者の親、後見人等）が来所する場合、戸籍謄本
    - ③上記②以外の方が来所される場合、申請者（患者）からの委任状
- ※委任状の様式は群馬県ホームページ（URL:<http://www.pref.gunma.jp/02/d2900340.html>）に掲載しています。

#### （2）代理人の身元（実存）確認に必要な書類 ※必ず原本をお持ちください。

- ・窓口に来所される方の①個人番号カード、②運転免許証、③運転経歴証明書、④旅券（パスポート）、⑤身体障害者手帳、⑥精神障害者保健福祉手帳、⑦療育手帳、⑧在留カード、⑨特別永住者証明書のうちいずれか1つ
- ・上記をお持ちでない場合は、窓口に来所される方の以下①～⑧の書類から2つ以上をお持ちください。
  - ①健康保険証、②年金手帳、③児童扶養手当証書、④特別児童扶養手当証書、⑤特定医療・小児慢性受給者証、⑥社員証、学生証、⑦住民票、⑧福祉医療受給者証

#### （3）番号確認に必要な書類

- ・申請者（患者）本人及び「申請者と同じ医療保険に加入する方」の①個人番号カード又はその写し、②通知カード又はその写し、③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書又はその写し
- ※申請者（患者）が18歳未満かつ保護者が申請者で、窓口に来所される方が申請者以外の場合は、「申請者（患者）」を「申請する保護者」に読み替えてください。